

ID: 850

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第4項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【根拠条文】 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置) 第19条の7 4 市町村長は、第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日